

令和7年度 吹田市個人情報保護審議会

日 時 令和7年8月20日(水) 開会14時00分 閉会15時55分

場 所 吹田市役所 中層棟4階 第4委員会室

議 題

1 諮問案件

(1) マイナンバー法に基づく住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価
の再実施について 【市民部 市民課】

(2) マイナンバー法に基づく個人住民税の賦課に関する事務に係る特定個人情報保護
評価の再実施について 【税務部 市民税課】

2 報告案件

令和6年度(2024年度)個人情報保護制度の運用状況について

<委員>

出席者：畠田 健治(会長) 河野 和宏(副会長) 豊永 泰雄 岡崎 浩茂
宮前 正利 香川 俊治 倉田 希容子 三条 健二 廣瀬 恵美子
欠席者：山根 茂男

<実施機関(説明者)>

(1) 市民課 (総括参事) 竹原 けえ子 (参事) 津田 真代 (参事) 村井 大介
(主幹) 福井 比呂絵 (主幹) 松本 恵介 (主査) 西田 新平
デジタル政策室(説明補助)
(室長) 濱田 周一 (主幹) 安倉 弘志 (主任) 坂口 航
(2) 市民税課 (参事) 伊東 かおり (主幹) 亀野 雄司 (主査) 藤原 真紗子
(主査) 湖山 尚樹

<事務局>

市民部 (部長) 大山 達也 (次長) 森田 明子
市民総務室 (室長) 田中 義之 (参事) 中野 勝 (主幹) 宮崎 良彦
(主査) 中島 由美恵

<傍聴者>

なし

諮問案件（１）マイナンバー法に基づく住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価の再実施について	【市民部 市民課】
---	-----------

1 諮問内容

（１）特定個人情報保護評価とは

ア 特定個人情報ファイル（個人番号を含む個人情報のデータベース等）を保有しようとする又は保有する国や地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏えい等を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するものです。

イ 評価の実施に当たっては、しきい値判断（対象人数や事務担当者の数、過去１年での漏えい事故等の有無）により、全項目評価、重点項目評価、基礎項目評価に分かれます。

ウ 全項目評価の実施手順

30 万人以上を対象とする特定個人情報ファイルを保有する場合、全項目評価を行うことになります。

（ア）全項目評価書の作成

（イ）住民等の意見聴取（パブリックコメントの実施）

（ウ）第三者（＝本市個人情報保護審議会）点検

（エ）国の個人情報保護委員会に提出、公表（本市ホームページ等でも公表）

エ 評価の実施時期

（ア）特定個人情報ファイルの新規保有時 ⇒ 保有しようとする前（義務）

（イ）（ア）以外

a 特定個人情報ファイルに重要な変更を加える場合、当該変更を行う前（義務）

b しきい値判断の結果が変わった場合、速やかに（義務）

c 直近の特定個人情報保護評価書を公表してから５年を経過する前（努力義務）

（２）住民基本台帳事務に係る特定個人情報保護評価の再実施を行う理由

本市では、住民基本台帳に関する事務について以下の２点の重要な変更を実施する予定です。

ア 令和７年（２０２５年）１２月（予定）から市民課業務の一部委託を行うこと

市民課業務の一部委託を実施するに当たり、「重要な変更」の対象となる「特定個人情報ファイルの取扱いの委託の有無」等に変更があります。

イ 令和８年（２０２６年）１月（予定）から本市共通基盤システムが更改及びクラウド化されること

各業務システムが管理するデータを統合し、副本として管理する統合データベ

ス機能等を有する共通基盤システムについて、令和8年（2026年）1月に更改を行い、庁内サーバから国の選定するクラウド環境及びシステムベンダの提供するクラウド環境への移行を行う予定です。

共通基盤システムのうち統合データベースには住民基本台帳データの副本が住民記録システムから連携されるため、特定個人情報の保管場所がクラウド環境へ移行されることとなり、これが「重要な変更」に該当します。

なお、クラウド環境とは、インターネット等のネットワークを介して、サーバやソフトウェアなどのITリソースを必要な時に必要な分だけ利用できる環境のことを指します。

（3）今回の見直しにおける主な変更点

ア 市民課業務の一部委託に関して

（ア） 市民課業務の一部委託に伴うリスク対策等の追加

住民記録業務及び証明書発行業務の一部を委託することに伴い、委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて、リスク対策として、情報保護管理体制の確認及び提供方法、消去方法等について記載を追加しました。

イ 本市共通基盤システムの更改及びクラウド化に関して

（ア） 共通基盤システムのクラウド環境への移行に伴うリスク対策等の追加

共通基盤システムのサーバ設置場所が庁内からクラウド環境へ移行することに伴い、特定個人情報を含むデータの保管場所が変更となります。データ保管場所の変更に際し、リスク対策として保管方法、消去方法等にクラウド環境の記載を追加しました。

（4）住民等の意見聴取の実施状況

ア 意見聴取の方法

吹田市民の意見の提出に関する条例の手続きに準じて、パブリックコメントによる意見聴取を実施しました。パブリックコメントの実施に際し、「市報すいた」に意見募集記事を掲載し、市ホームページ及び市役所本庁にて評価書（修正案）全文を掲載・閲覧可能としました。

イ 意見提出期間

令和7年（2025年）6月9日（月）から同年7月8日（火）

ウ 意見提出方法

郵送、ファックス、電子メール、電子申込システム、直接提出

エ 意見提出件数

0件

オ 評価書への反映

なし

(5) 特定個人情報保護評価の再実施スケジュール

令和7年(2025年)6月9日～同年7月8日 市民意見の募集

令和7年(2025年)8月20日 吹田市個人情報保護審議会による第三者点検の実施

令和7年(2025年)9月(予定) 個人情報保護委員会への評価書の提出及び

市ホームページでの公表

令和7年(2025年)12月(予定) 市民課業務の一部委託開始

令和8年(2026年)1月(予定) 新共通基盤システム運用開始

2 議事要旨

委員： 評価書P3 システム1 ③他のシステムとの接続 その他に 新共通基盤の機能である住登外宛名番号管理機能(住登外宛名番号管理システム)を追加する必要はないですか。理由は、新共通基盤導入前は、住民記録システムの住登者の異動情報を税務の住登外システム及び宛名システムで受取る事務となっているためです。

実施機関： 本市においては、新共通基盤での住登外宛名番号管理機能は実装せず、令和8年1月以降は各業務システムが住登外宛名を管理することが決定しています。従いまして、追加の必要はありません。

委員： 評価書P5 システム3 ②システムの機能 4 既存システム接続機能「宛名システム」は、「団体内統合宛名システム」に修正してください。

なお、他のシステムも含めて、③他のシステムとの接続 の「宛名システム等」は「団体内統合宛名システム」と同義と解釈して良いですね。

実施機関： 「宛名システム」の記載については、修正いたします。評価書公表までに実施します。「宛名システム等」の解釈については、お見込みのとおりです。

委員： 評価書P5 システム3 ②システムの機能 4 既存システム接続機能「中間サーバと既存システム」の既存システムを ③他のシステムとの接続 その他に 反映してください。

実施機関： 「③他のシステムとの接続」の「税務システム」と「その他」に○を追記し、「その他」のカッコ内に「各既存業務システム」を記載いたします。評価書公表までに実施します。

委員： 評価書P7 システム8 ②システムの機能 2 宛名番号取得機能 「住基システム」を「住民記録システム」に修正してください。

実施機関： ご指摘のとおり修正を行ったうえで、文章自体も分かりやすい表現に修正

いたします。評価書公表までに実施いたします。

委員： 評価書P 7 システム 8 ②システムの機能 3 既存システム連携機能
「住民記録システムからの要求に」は「既存業務システムからの要求に」に修正する必要はないですか。

実施機関： 現状、申請管理システムの申請データを自動連携で取得しているのは住民記録システムのみとなりますが、今後他業務システムが対応することもありますので修正いたします。評価書公表までに実施します。

委員： 評価書P 3 3 3. 特定個人情報の使用 リスク 4 リスクに対する措置の内容 「1 住民記録システムの端末では、許可なく外部記憶媒体の利用はできないように制御する。」について、具体的な説明をお願いします。

実施機関： 本市では住民記録システム端末を含む全ての住民情報系ネットワークの端末について、外部記憶媒体を認識しない設定を一律で行っています。外部記憶媒体を利用する場合は上長承認の上、所定の申請手続きを行い、デジタル政策室の許可を得た場合のみ利用できる運用となっています。

委員： 評価書P 8 7 別添 1 事務の内容 「1 住民基本台帳ファイルを取り扱う事務の内容の図の住民記録システムの「市町村独自にコンピュータを導入し、データベース化されているシステム」と図自体も修正してください。

例えば、地方税の賦課に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の別添 1 事務の内容と同様に修正したらいかがでしょうか。

「市町村独自にコンピュータを導入し、データベース化されているシステム」は、吹田市の庁内施設内に吹田市独自で導入・設置されたサーバなどのハードウェアやソフトウェアを利用したシステムであるオンプレミス型のシステムの表現となっています。住民記録システムは、ガバメントクラウド上で構築されていますので、修正が必要であると考えています。

図についても、オンプレミス型のシステムの表現となっているので、ガバメントクラウド型の表現に修正が必要です。

ガバメントクラウドの新共通基盤で提供される庁内データ連携機能、住登外者宛名番号管理機能、団体内統合宛名機能、中間サーバ連携機能を利用することも表現する必要があります。図上ではオンプレミス型のシステムの表現となっています。

戸籍システムもガバメントクラウドを利用していることも表現する必要があります。図上ではオンプレミス型のシステムの表現となっています。

証明書交付システムはベンダクラウドを利用していることも表現する必要があります。図上ではオンプレミス型のシステムの表現となっています。

実施機関： ご指摘のとおり「市町村独自にコンピュータを導入し、～」の記載はオンプレ

レミス型のシステムを表すものとなっていますので削除いたします。

図についても、オンプレミス型と読み取れる表現となっているため、クラウド等の庁外環境で運用されていることが分かるよう図を修正いたします。いずれも評価書公表までに実施します。

ただし、新共通基盤システムのうち次の機能については次のとおり補足をさせていただきます。

庁内データ連携機能については、図中の「庁内連携システム」と同義です。住登外者宛名番号管理機能は、実装対象外となります。図中には表現いたしません。

団体内統合宛名機能は図中の「団体内統合宛名システム」と同義です。

中間サーバ連携機能は図中の「団体内統合宛名システム」から「中間サーバ」への矢印で表現されています。

委員： 評価書P89 別添1 事務の内容 「2 本人確認情報ファイル」及び「3 送付先情報ファイル」を取り扱う事務の内容の図の「既存住基システム」と「市町村独自にコンピュータを導入し、データベース化されているシステム」と図自体も修正してください。

例えば地方税の賦課に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の別添1 事務の内容と同様に修正したらいかがでしょうか。

「市町村独自にコンピュータを導入し、データベース化されているシステム」は、吹田市の庁内施設内に吹田市独自で導入・設置されたサーバなどのハードウェアやソフトウェアを利用したシステムであるオンプレミス型のシステムの表現となっています。

住民記録システムは、ガバメントクラウド上で構築されていますので、修正が必要であると考えています。

図についても前の質問と同様にガバメントクラウド型の表現に修正が必要です。

実施機関： ご指摘のとおり「市町村独自にコンピュータを導入し、～」の記載はオンプレミス型のシステムを表すものとなっていますので削除いたします。

図についても、「既存住基システム」の部分について、クラウド環境で運用されていることが分かるよう修正いたします。いずれも評価書公表までに実施します。

委員： 住民基本台帳に関する事務 全項目評価書 P39 及び個人住民税の賦課に関する事務 全項目評価書 P40 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生した件の再発防止策の内容で、令和6年（2024年）12月に重大事故が発生

し、「年4回開催している全クラブ職員が集まる場において、毎回、個人情報の取扱いの研修を実施することとした。」となっていますが、いつ、どのような内容を、どのように実施されたかなど、具体的に説明してください。

また、本件の発生に伴い、事務局としては、全庁的にどのような再発防止策を講じているか、具体的に説明してください。

事務局： 担当室の取組みについては、令和7年度については、年4回のうち、3回については全育成室の指導員が集う連絡担当者会議（5月9日（金）、11月上旬、3月上旬）において、これまでの事例を参考にしながら、個人情報に関する取扱いの研修をします。1回目については既に実施済みです。

また、直営の指導員や補助員については、年1回、放課後子ども育成室の職員管理ツール(HOICT)を活用し、指導員・補助員全員にこれまで起こった事例や問題点の周知を図りながら、情報セキュリティ研修を進めます。併せて、委託事業者に対しては、個人情報の取扱いに関する指導や研修の実施を徹底するように通知します。とのことでした。

事務局である市民総務室の取組みについては、

- (1)令和7年2月に開催した特定個人情報保護評価書作成室課が参加する会議の場において、注意喚起を行いました。
- (2)令和7年3月に「保有個人情報及び特定個人情報の漏えい等の対応のフローチャート」について、改めて全職員に通知しました。
- (3)令和7年6月に開催した特定個人情報保護評価書作成室課が参加する会議の場において、事例も紹介しながら、個人情報の漏えい等に対し、細心の注意を図るよう、研修しました。
- (4)令和7年10月頃実施予定の保有個人情報に関する監査において、要配慮個人情報を取り扱う室課に対しての实地監査を予定しています。

なお、特定個人情報保護評価書作成室課とは、福祉部、児童部、健康医療部等の要配慮個人情報を取り扱うことの多い室課が対象となっています。

委員： 新共通基盤での住登外宛名番号管理機能は実装せず、各業務システムが住登外宛名を管理することが決定しているとのことですが、なぜ、新共通基盤で住登外宛名番号管理機能は実装しなかったのですか。

また、なぜ、全庁で利用する市独自の住登外宛名番号システムを構築しないことになったのですか。

実施機関： 住登外宛名番号管理機能は、国が示す標準仕様上は実装必須ではありませんでした。その上で、本市としてなぜ実装しなかったかは、所管であるデジタル政策室が判断しており、この場ではその理由はわかりません。

委員： デジタル政策室が出している吹田市システム等標準化方針では、住基シス

テムではDV情報を持ってないのでそれがネックになっているということで、どちらにするか検討中とのことでしたが、なぜなのか知りたい。

現在、税務システムでは、住登外システムを構築して利用されています。新共通基盤では機能不足で実装しないとのことですが、現在の税務システムと同様に市独自で構築すればいいのではないですか。

実施機関： 確認してから、回答します。

会 長： 共通のものにした方が、経済的に良いということですか。

委 員： 各業務システムで持つとしたら、住基、税務、国保、介護等、色々な業務で使っていると思うのですが、それぞれが各業務システムの機能として入れると、それぞれが構築するので、プログラムもばらばらになる。データのメンテナンスなど人手も掛かる。今のシステムが問題なく動いているなら、それをそのまま市独自で入れたらいいのではないですか。開発費、維持メンテナンス、人手の点で確認したいと思いました。

各業務システムで住登外宛名を管理すると聞きましたが、標準システムの住民記録システムに機能追加という形で、住登外システムを機能追加するのか、住民記録システムとは別に住登外宛名システムを構築するのか、そのあたりはどうですか。例えば機能追加するのであれば、評価書のシステム1の②システムの機能に追加が必要ではないですか。構築するのであれば、評価書の中にシステムとして追加しないといけないのではないですか。

まず、標準システムに機能追加はできるのですか。

実施機関： 国が示す標準仕様書に示されている機能しか実装してはならないとされています。

委 員： では別で作るということですか。住基システム側で構築するというです。

実施機関： 業務ごとに必要な住登外者の情報を管理していくということになります。その管理方法については、システムを構築するのか、Excelなどで管理するのか、というところは各室課での判断になろうかと思います。住民記録システムに、住登外システムの併設や機能を持たせるということに関しては、事務上、市民課で住民基本台帳事務を行うにあたっては、住登外の方は対象にならないので、市民課ではあくまで住民登録されている方を対象に事務を行うので、住登外システムは持たないという想定です。

委 員： 吹田市システム等標準化方針の中で、DV情報が問題でこれが入れないと書いてあったので、そしたら逆に使っているのではないですか。住基の事務で。

実施機関： 市民課ではDVを受けられて避難されている方で、例えば吹田市に住民票

を置いていて、その住民票から住所がばれるのがいけないので、支援措置制度を適用する事務を行っています。それは、住民票を置いている方が原則対象となるので、吹田市システム等標準化方針に記載の「DV情報があるために問題がある」という点は、市民課の住登外システムとどう絡むのかは不明です。あくまでも、市民課の事務は住登者が対象です。

委員： 事務としては、住登外者を対象とすることがないということですか。

実施機関： はい。

委員： 情報漏えいを発生させるリスクを軽減するとのことですが、今まで情報漏えいはあったのですか。なかったとしたら、どうしてシステム改良をしなければならないのですか。

実施機関： 今回の新共通基盤システムや昨年度に更改している住民記録システムも同様ですが、自治体システムを標準化していくという国の法律に基づいた更改になります。通常5年、10年サイクルで更改していくのが一般的ですが、今回は法律に基づいてシステムを作りかえるということをやっております。その上で、特定個人情報を取り扱うシステムになりますので、セキュリティ対策は物理的、技術的、人的な面を含めてできるだけそのリスクが0になるように、やっていかなければならないと考えております。

委員： 情報漏えい事案はないけれども、法改正に伴って、リスクを軽減させるために改良していつているという理解でよろしいでしょうか。

実施機関： システムをなぜ更新するのかというご質問には、理由はいくつか挙げられると思います。先ほど申し上げたように、法改正によって、更新しなければならないパターン。システム自体の老朽化によるもの、システムのライフサイクルは大体5～7年と言われています。機械が古くなったから、システムの中身の性能が追いつかなくなってきたので刷新しましょうというパターンもあります。どちらかというところ、セキュリティ対策を強化しようという変更ではありません。ただ、システム更改に伴って環境が変わりますので、環境が変わった上で、セキュリティが担保できているかを、評価書をもって評価し、諮っているという状況です。

委員： 評価書P58のベンダクラウド（共通基盤システムベンダ）における措置において、ISO27001のほかに、PCI DSSとFISC安全対策準拠の記載ありますが、この2つはいわゆるクレジット等の金融関係のものですが、ベンダクラウドでもそういったものを取り扱うのでしょうか。

実施機関： 取扱いはありませんが、クレジットカード情報や金融情報を扱うためのセキュリティ管理基準を満たしているため記載しています。

委員： 金融情報を取り扱う予定はないが、基準を満たしているため記載している

ということですね。

～実施機関（市民課）退室後、委員間協議～

～実施機関（市民課）及び説明補助としてデジタル政策室 入室～

デジタル政策室： 1点目の質問について、なぜ共通基盤において住登外宛名を実装しなかったのかとのことですが、標準化におきましては共通機能の標準仕様書があります。そちらに、一部住登外宛名の機能について記載があります。しかし、その部分のみを満たすような製品はなかったので搭載しませんでした。

2点目の費用面に関して、それぞれのシステムで構築するよりも、全体的に構築したほうがいいのではないかというご意見についてです。各システムで標準の仕様があり、各々が構築していくことになっております。今までの運用では重複していたことになりますが、重複部分を排除して整備することで、共通基盤に実装しなかったという経過です。

委員： 再確認ですが、新共通基盤に住登外宛名番号管理機能を実装しなかったという理由は、仕様書に応じたシステム自体が提供されていないということですか。

デジタル政策室： 一部、住登外に係る記載はありますが、そこを満たすような製品がなかったということです。

委員： 仕様書を満たす製品がなかったということですね。

デジタル政策室： はい。

委員： 現在、税務で住登外システムを構築されて、それを全庁的に使用していると思います。各業務システムの標準仕様書。

デジタル政策室： 各業務システムにおいて構築していくことになりますので、統一して行うことはなくなります。

委員： よく分からないのですが、各業務で、住登外に対する機能は標準的に搭載されているということですか。

デジタル政策室： 標準化対応によって導入するシステムは、標準仕様に準拠したパッケージです。現在のパッケージにも住登外者を管理する機能が付いていましたが、標準仕様になったあとも、パッケージの機能としてはついている状態です。現在は、税業務を中心に、全庁的に番号の一元管理をしたかったので、税の所管する住登外システムの方に入力し、それを各システムに連携しています。ただ、全庁に連携する必要がない住登外の方、特殊な方もたまにいらっしゃるので、そのような方は、各システムで独自に入力しています。機能としては以前からあった状況です。

標準化後は、機能が各システムに元々あったということと、製品自体が少ない、作りこめば作れたかもしれないけど、そういうことはしないと判断したの

で、新共通基盤には現在と同じような住登外宛名の管理機能は付けないことにしました。住登外者は、対象者の数も少ないこともあり、各システムでそれぞれきちんと住登外の方を管理していくということで整理しました。番号の管理につきましては、運用において採番ルールなどを検討中です。例えば、国保はこの番号から始まる、といったような採番ルールを決めることによって番号を整理していく等、運用で機能を補える見込みができましたので、今回の新共通基盤に関して、新たに、今までと同じような住登外宛名機能を作るのは非効率と考えられますので、やめたという経緯でございます。

3 委員間協議

本評価書は、個人情報保護委員会が制定した特定個人情報保護評価指針に定める審査の観点に基づきこれを点検した結果、同指針に定める実施手続等に適合した評価が実施されていると認められる。また、本評価書の内容は、同指針に定める特定個人情報の目的に照らし妥当なものと認められる。

諮問案件（２）マイナンバー法に基づく個人住民税の賦課に関する事務に係る特定個人情報保護評価の再実施について

【税務部 市民税課】

1 諮問内容

（１）個人住民税の賦課に関する事務に係る全項目評価の再実施を行う理由

本市において、書面で受付している個人住民税申告について、令和８年(2026 年)１月に個人住民税申告の電子申請を行う環境が全国的に整備され、個人住民税申告の電子データでの受付を開始します。また、個人住民税の賦課データの副本を管理する共通基盤システムについて、同時期の令和８年(2026 年)１月に更改を行い、庁内サーバーから国の選定するクラウド環境及びシステムベンダの提供するクラウド環境への移行を予定しています。上記のシステム運用は、特定個人情報ファイルに「重要な変更」を加えることに当たるため、当該事務に係る特定個人情報保護評価の再実施を行うものです。

なお、再実施に当たっては、個人情報保護委員会が示す特定個人情報保護評価指針第１０の１（２）に定める審査の観点に則り、評価書内容の再点検を実施しました。

（２）今回の見直しにおける主な変更点

ア 事務の内容やリスク対策等の変更（重要な変更該当）

個人住民税申告の電子申請に伴い、事務の内容を追加。

共通基盤システム更改及びクラウド化に伴い、リスク対策等の記載を変更。

イ システムの機能やファイル記録項目等の変更。

国の示す標準仕様書に合わせて、システム機能や保有するデータ項目を変更。

ウ 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムの変更

個人住民税申告の電子申請に伴い、特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムを追加。

(3) 住民等の意見聴取の実施状況

ア 意見聴取の方法

吹田市民の意見の提出に関する条例の手続きに準じて、パブリックコメントによる意見聴取を実施した。パブリックコメントの実施に際しては、「市報すいた」に記事を掲載し、市ホームページ及び市役所本庁にて全文を閲覧できるようにした。

イ 意見提出期間

令和7年(2025年)6月9日(月)～同年7月8日(火)

ウ 意見提出方法

郵送、ファックス、電子メール、電子申込システム、直接提出

エ 意見提出件数

0件

オ 評価書への反映

なし

(4) 特定個人情報保護評価の再実施スケジュール

令和7年(2025年)8月20日 吹田市個人情報保護審議会による第三者点検の実施

令和7年(2025年)9月(予定) 特定個人情報保護評価書の提出・公表

令和8年(2026年)1月(予定) 個人住民税申告の電子申請開始

共通基盤システム更改及びクラウド化

2 議事要旨

委員： 評価書P5 システム1 ②システム機能 及び ③他のシステムとの接続 その他に 新共通基盤で提供される総合収納管理機能と総合滞納管理機能を追加する必要はないですか。

実施機関： 以前は、「地方税の賦課・徴収に関する事務」として、収納管理、滞納管理も保護評価の内容に含んでいましたが、現在は「個人住民税の賦課」を対象としておりますので、追加は必要ない認識です。

委員： 評価書P8 システム8 ③他のシステムとの接続で既存住民基本台帳システム(住民記録システム)との連携を示す「○」を追記してください。

実施機関： ご指摘のとおり追記いたします。

委員： 評価書P10 システム13 ②システムの機能 1 住民向け機能の「自らが受けることができるサービス」を「住民自らが受けることができるサービス」に修正してください。

実施機関： ご指摘のとおり修正いたします。

委員： 評価書P12 （別添1）事務の内容に 新共通基盤で提供される総合収納管理機能と総合滞納管理機能を追加する必要はないですか。

実施機関： 以前は、「地方税の賦課・徴収に関する事務」として、収納管理、滞納管理も保護評価の内容に含んでいましたが、現在は「個人住民税の賦課」を対象としておりますので、追加は必要ない認識です。

委員： 評価書P26 特定個人情報の入手 リスク1 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の入手を防止するための措置の内容 3 「住基CS」とは、「住民基本台帳ネットワークシステム」の「市町村コミュニケーション・サーバ」のことですか。

実施機関： ご認識のとおりでございます。P3 ②事務の内容 1 個人番号の取得(2)に住民基本台帳ネットワークCS端末の記載がありますので、略語がわかるような表現に修正いたします。

委員： 新共通基盤で提供される総合収納管理機能について、確認ですが、標準の個人住民税システムの業務フローの当初課税で定期課税の税額決定というところで、調定処理、調定表作成処理というところで、個人住民税システムから課税データを渡すことになっています。また、収納管理システム側の業務フローでは、調定情報管理の課税情報取込というところで、各課税システムからの課税データを受け取ることになっています。

また、収納管理システムの調定情報管理の更正情報取込では、税額更正データを。納税管理人の設定では、納税管理人の情報を各課税側システムから受け取ることになっているのですが、このようなデータ受取りをしていると、評価書のシステム1 個人住民税システムの② システム機能③ 他のシステムとの接続で総合収納管理機能を追加する必要はありませんか。

実施機関： 総合収納管理機能は、今回の標準化における賦課徴収の部分では、税務システム内で連携するため、使用しないと聞いています。

委員： 総合収納管理機能は使わないということですか。

実施機関： はい。その機能を新たに使用することは、課税課として認識しておりません。

委員： それでは、標準機能が使えないということですか。機能不足というか。

実施機関： 機能不足ではなく、連携自体は実施できますが、新しくできる機能を使った

連携はしないという認識です。税務システム内で連携します。

委員： 個人住民税システムとは別に、収納するシステムがあるということですか。

実施機関： 個人住民税システムと並列に、収滞納に関するシステムがあります。税務システムの中に含まれます。

委員： 個人住民税システムと、税務システムに含まれる収滞納に関するシステムの連携はありえますか。

実施機関： 評価書P4～P5において、個人住民税システムの③ 他のシステムとの接続において、税務システムとの接続に○を付けていますので、充足していると考えます。

委員： ② システムの機能には記載していますか。新共通基盤の機能を使うと思っていたので。

実施機関： 新共通基盤の機能を使う想定ではなく、税務システム内での想定です。

委員： 調定データ、課税データを渡しますということではないのですか。

実施機関： こちらに関しては、この場で追記しますとは申し上げられませんが、他の書きぶりとの粒度を合わせて検討いたします。

委員： なぜかというと、調定データはそれに合わせて消込みしていくので、どこかにデータを渡さないといけないと思います。どこかに記載が必要でないかと思いました。

実施機関： ご意見ありがとうございます。

委員： 財務会計システムの調定引継登録はどうなりますか。調定データを作るのですよね。財務会計システムに登録するときは、紙を見て手入力をするのですか。それともデータ連携しているのですか。

実施機関： 収納システムを使用する部分なので、確認できておりません。

委員： もし、紙から入力しているなら記載の必要はありませんが、データ連携をしているなら、③ 他のシステムとの接続 に財務会計システムも挙げなければならぬと思います。

実施機関： 財務会計システムとは連携していない認識ですが、確認いたします。（※ 後刻、連携していない旨が事務局を通じて報告された。）

委員： 評価書P1（別添1）事務の内容について、先ほどの諮問案件では、住登外システムは各業務システムで構築しますとのことでしたが、ここで記載されている住登外システムとは、税務システムの中に入り込むということになりますか。今は全庁的に使用しているので外出しされているのかと思いますが。

実施機関： 現在、住登外システムは庁内統一的なシステムがありますので、住登外システムの宛名情報が税の宛名システムにコピーされている状態です。今後は、住登外システムはなくなりますので、直接、宛名システムに住登外宛名を登

録していくことになります。

委員： 住登外システムが宛名システムに入り込むイメージですか。

実施機関： はい。ただ、他の業務システムとは宛名情報を共有しなくなります。あくまで、税務システム内で使う住登外宛名ということになります。

委員： この評価書は、来年の1月に向けた評価書ですよね。この図は変更しなくていいのですか。

実施機関： 保護評価書としては、現在その住登外システムは存在しますので、図から削除することはできません。そのシステムがなくなって、初めて図から削除することができます。

委員： 先ほどの諮問案件でも、新共通基盤稼働後のイメージ図が配布されました。見比べると、ベンダクラウドが住基システムの方では吹田市と繋がっていましたが、税務システムの方は繋がっていません。

実施機関： 線の記載が漏れていました。住基システムの記載が正しいです。

委員： ガバメントクラウドに新統合DBがあり、下につないだベンダクラウドにも新統合DBがあります。どのような意味があるのですか。

実施機関： ガバメントクラウドに載せられる業務は主要20業務と限られております。ベンダクラウドには、主要20業務に入らなかった細かいシステムを載せています。また、主要20業務に含まれますが、一旦ベンダクラウドに載せた後にガバメントクラウドに移るといった業務もあります。ガバメントクラウドとベンダクラウドに上下関係がある訳ではなく、それぞれにシステムが載っているイメージです。

委員： システム標準化の中で政府共通のクラウドサービスの利用環境であるガバメントクラウドに移行ということで、今まで市独自だったのを、国の用意したものに移行し、管理していく。ベンダクラウドは、そこから漏れるもの掬うといったイメージですか。

実施機関： ガバメントクラウドに載せられない小さなシステムでも税情報と連携したい、ということもありますので、ベンダクラウドに載せます。

3 委員間協議

本評価書は、個人情報保護委員会が制定した特定個人情報保護評価指針に定める審査の観点に基づきこれを点検した結果、同指針に定める実施手続等に適合した評価が実施されていると認められる。また、本評価書の内容は、同指針に定める特定個人情報の目的に照らし妥当なものと認められる。

1 議事要旨

事務局：～資料に基づき説明～

委員： 「決定内容」の通し番号の末尾が85となっていますが、「利用状況」の総括表では決定件数は108件となっています。この差は何ですか。

事務局： 「決定内容」の通し番号は、請求に対する通し番号です。請求件数83件と欠番が2件ありましたので、通し番号の末尾は85となっております。

以上